参考資料２

○山田町総合計画策定条例

平成26年12月12日条例第20号

改正

平成28年12月14日条例第31号

令和２年12月16日条例第23号

山田町総合計画策定条例

（目的）

第１条　この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって住民福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　総合計画　将来における本町のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものをいう。

（２）　基本構想　まちづくりの基本理念及び目標、まちの将来像、施策の大綱並びに基本構想の推進に関する事項を示すものをいう。

（３）　基本計画　基本構想を踏まえた分野ごとの施策の方向性を示すものをいう。

（４）　実施計画　基本計画に基づく施策を実現するための事業及び財政計画を示すものをいう。

（策定等）

第３条　町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営しなければならない。

（構成）

第４条　総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

（審議会への諮問）

第５条　町長は、基本構想を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、第９条に規定する山田町総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第６条　町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（公表）

第７条　町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合）

第８条　個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（審議会）

第９条　この条例によりその権限に属せられた事項その他総合計画の策定に関する重要事項を審議させるため、山田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第10条　審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

（１）　教育長

（２）　農業委員会の会長

（３）　漁業団体の代表

（４）　農業団体の代表

（５）　商工団体の代表

（６）　識見を有する者

（７）　本町の住民から委員の募集を行い、これに応募した者

２　前項第７号に規定する募集の人数、要件及び選考方法は、町長が別に定める。

３　委員の任期は２年とする。ただし、第１項第１号から第５号までの規定による委員の任期は、当該職務の在職期間とし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員の互選によって定める。

３　会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

４　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第12条　審議会は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条　審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

（委任）

第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（山田町総合発展計画審議会条例の廃止）

２　山田町総合発展計画審議会条例（昭和44年山田町条例第26号）は、廃止する。

（経過措置）

３　平成27年４月１日以降において現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により在職する場合における第10条第１項第１号の規定の適用については、「教育長」とあるのは、「教育委員会の委員長」とする。

附　則（平成28年12月14日条例第31号）

この条例は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月16日条例第23号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。